

平成28年第1回定例会（2月議会）

## 農林水産委員会提出資料

（所管事項関係）

平成28年2月24日

農 林 水 産 部

# 目 次

|   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 太平物産(株)の製造肥料に係るJA全農の<br>補償対応等について [農林水産部] -----  | 1 |
| 2 | ハタハタ資源再生緊急対策事業の実施状況について [水産漁港課] -----            | 3 |
| 3 | 林業公社に係る三セク調査特別委員会の<br>提言への対応について [林業木材産業課] ----- | 4 |

# 1 太平物産(株)の製造肥料に係るJA全農の補償対応等について

農林水産部

今回の肥料問題を受け、県は全国農業協同組合連合会（JA全農）に対して、誠意ある補償対応を求めてきたところである。

JA全農は、県内の各JAに相談窓口を設け、補償についての受け付けを行っており、現在の補償対応等の状況は次のとおりである。

## 1 特別栽培農産物認証について

- 特別栽培農産物として県農業公社が認証申請を受け付けた246件のうち、太平物産(株)の肥料が使用された96件について、JA全農の公表値をもとに判定及び再判定を行った結果、81件は、化学窒素の成分量が特別栽培農産物認証の基準値内（慣行栽培の半分以下）であり、基準値を超えるものは15件（生産者44人、105ha）であった。
- 基準値内の81件に対する認証通知書の送付は終了している。
- 基準値を超えた15件については、特別栽培農産物の認証基準を満たさないことから、JA全農が農産物の販売価格差を補償することになっている（4の(2)農産物の項を参照）。

表1 特別栽培農産物認証の状況（2月10日現在）

| 認証申請件数 | 太平物産(株)<br>製造肥料未使用 | 太平物産(株) 製造肥料使用 |                 |
|--------|--------------------|----------------|-----------------|
|        |                    | 基準値内           | 基準値超過<br>一部超過含む |
| 246 件  | 150 件              | 81 件           | 15 件            |

## 2 有機JAS農産物について

有機JAS規格上使用できない太平物産(株)の肥料を、県内の4認定事業者が米及び大豆で約13haに使用していたことが、農林水産省から公表されており、JA全農が農産物の販売価格差を補償することになっている（4の(2)農産物の項を参照）。

## 3 環境保全型農業直接支払交付金について

環境保全型農業直接支払交付金の交付対象見込みであった17市町村の30申請団体のうち、太平物産(株)の肥料の使用が確認され、交付要件を満たさない4市町村の5申請団体（116ha、交付金6,200千円）については、JA全農が交付金相当額を補償することになっている（4の(3)の項を参照）。

表2 環境保全型農業直接支払交付金の交付対象状況

| 項目                    | 市町村数 | 団体数 | 面積      | 交付金額     |
|-----------------------|------|-----|---------|----------|
| 国の交付要件に適合             | 17   | 30  | 1,222ha | 84,464千円 |
| 太平物産(株)製造肥料使用のため交付対象外 | 4    | 5   | 116ha   | 6,200千円  |
| 合計                    | —    | —   | 1,338ha | 90,664千円 |

#### 4 JA全農の生産者への補償対応等について

JA全農は、太平物産(株)の製造肥料の使用により「有機農産物」や「特別栽培農産物」として販売できなかった農産物の価格差等を生産者へ補償することになっている。

JA全農における県内の生産者への補償等については、次のとおりである。

##### (1) 肥料

原料の価格差が判明した肥料の数量(約13,000t)を確定し、JA全農が3月中旬に各JAを通じて生産者へ補償できるよう手続きを進めている。

##### (2) 農産物

###### ア 米

- 補償対象数量(約7,600t)を確定し、対象数量の大半を占める3JA等(秋田ふるさと、こまち、大潟村CE公社)は、事前に生産者に補償額相当分を支払っている。

なお、今後、JA全農が3JA等にその額を補填することになっている。

- それ以外のJAについては、JA全農が3月中旬に各JAを通じて生産者へ補償できるよう手続きを進めている。

###### イ 大豆

- 補償対象数量(約66t)を確定し、JA全農が3月中旬にJAを通じて生産者へ補償できるよう手続きを進めている。

##### (3) 環境保全型農業直接支払交付金

補償金の支払対象となる4市町村の5団体は、補償の窓口となる各JAに請求手続きを進めており、3月中旬に補償金(6,200千円)が支払われる予定である。

## 2 ハタハタ資源再生緊急対策事業の実施状況について

水産漁港課

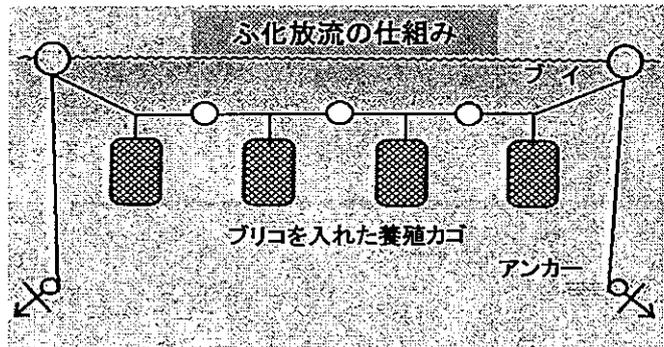
減少するハタハタ資源の再生を目的として実施している「ハタハタ資源再生緊急対策事業」について、「資源回復ふ化放流事業」では計画数量を上回る卵塊（ブリコ）が確保・管理されるなど、順調に推移している。

### 1 資源回復ふ化放流事業

- 定置網の付着卵や打ち上げブリコを集め、養殖カゴ等で管理しふ化放流する事業を8漁港で実施しており、県委託実施分と漁業者補助実施分を併せた計画数量400kgを上回る890kgのブリコが確保・管理されている。
- 平成28年1月の平均水温は、平年を1℃前後も上回る状況で推移していることから、ブリコの成育が早まり、一部ではハタハタ仔魚のふ化が始まっている。

ふ化放流の実施箇所

| 県漁協支所  | 漁港名      |
|--------|----------|
| 北部総括   | 岩館、八森    |
| 北浦総括   | 五里合、島、戸賀 |
| 船川総括   | 脇本       |
| 南部総括   | 平沢、象潟    |
| 4総括8支所 | 8漁港      |



### 2 産卵場規模拡大試験・分布状況調査

- ハタハタが産卵する藻場の減少が確認されている箇所（\*印）など、水産振興センターが従来から調査を実施している5箇所に加え、新たに能代港及び秋田港など6箇所で産卵藻場の分布調査を実施している。
- また、男鹿市船川（備蓄前）地区では漁網等を利用した人工海藻を設置し、産卵量を増やす試験を実施した。
  - ・ 従来の調査箇所：\*岩館、\*北浦、\*船川（備蓄前）、\*平沢、象潟 計5箇所
  - ・ 新規の調査箇所：能代港、双六、脇本、秋田港、道川、松ヶ崎 計6箇所

### 3 平成27年漁期のハタハタ漁について

- 今期ハタハタ漁の漁獲量は、生鮮向けが沖合411トン・沿岸416トンの合計827トン、これに直売等の150トンを加え、総漁獲量は977トン、漁獲総額5億54万円と、昨年と比較して漁獲量で2割減、漁獲金額で1割増となる見込みである。

### 3 林業公社に係る三セク調査特別委員会の提言への対応について

林業木材産業課

昨年度の「第三セクター等の経営に関する調査特別委員会（以下「三セク調査特別委員会」という。）」の提言を受け、林業公社が行う分収林事業について県が事業主体となる場合の課題と対応策の検討を行い、年度末までに取りまとめることとしており、その概要は次のとおりである。

#### 1 三セク調査特別委員会調査報告書（平成26年12月）の提言（抜粋）

「今後の特別交付税措置の動向等によっては、林業公社を廃止することが適当と判断されることになるが、その時に県が分収林事業の事業主体となることを選択できるよう備えておくことが必要である。そのため、県が事業主体となった場合の管理・事業体制の検討を進め、移行に際しての技術的な課題や執行体制に関する課題などを洗い出し、その対応策を検討し、来年度末までに報告書にまとめること。」

#### 2 県が事業主体となる場合の課題と対応策（概要）

##### (1) 移行に際しての技術的な課題と対応策

##### ア 償還財源の確保

公庫債務（平成27年度末見込みで元金103億円）を一括償還する場合、単年度での予算措置が必要となるため、その財源確保策について、あらかじめ検討を進めておく。

##### イ 債務処理

債務処理の手続きには、民事再生等の法的整理と私的整理の2つがあり、公庫債務の処理（一括償還または約定償還等）が、より有利なものとなるよう選択する必要がある。このため、他県での事例の分析を進めるとともに、廃止決定前に公庫と十分な調整を行う。

##### ウ 移行事務

県営林への移行にあたっては、土地所有者の同意取得などの事務が発生するが、本県公社の契約面積（約2万8千ha）及び契約者数（約9,500人）から、数年の期間が必要となる。このため、できるだけ短期間で移行事務が完了するように、公社職員が専任で行うことを検討する。

##### エ 移行事務期間中の森林整備等

公社職員が、所有者交渉等に専任した場合、移行事務の実施期間中は、基本的に間伐等の森林整備が実施できなくなり、間伐材の販売収入が無くなる。このため、期間中は県からの貸付金を増額する必要がある。

## (2) 移行後の執行体制に関する課題と対応策

### ア 県の組織体制

県直営とした場合、現行の公社職員数に見合う県職員の増員が必要となるが、現実的には困難であること、また、県職員には定期的な人事異動があるため、現場管理業務等の効率が上がらないことなどから、外部委託を優先して検討する。

外部委託する場合でも、県有財産として、県職員が直接行わなければならない事務があり、数名の県職員の確保は必要となる。このため、財産管理に係る規程の見直し内容（下記ウ）等を踏まえつつ、必要員数を検討する。

### イ 委託先の確保と公社職員の処遇

公社と同等の管理・経営能力を有する外部委託先が現状では見当たらないため、林業関係団体等との意見交換を重ねておく。

また、公社廃止により職員の処遇の問題が発生する一方、契約地の現場管理や所有者との交渉等においては、経験豊富な公社職員を活用することが効率的であるため、公社職員の林業関係団体での受入れや、外部委託先としての新組織の設立も含めて、委託先の確保に向けた検討を進めておく。

### ウ 財産管理に係る規程

現行の県有財産管理及び県営林に関する規程では、間伐等を行う際に発生する支障木の伐採等において、県による処分決定等の業務が多数発生し、事業に支障をきたす恐れがあるため、これまでに近い形で柔軟に対応できるよう規程の見直し等を検討する。

### エ 現行県営林と合わせた管理の方法

公社林については、廃止時に公庫債務の引受け等を伴うものであり、県営林化後も県民に収支を明らかにする必要がある。このため、現行県営林と区分経理することを検討する。

また、現在県職員が行っている現行の県営林業務を含めて外部委託することについても、委託先の能力、財産管理に係る規程の見直し内容等を踏まえて検討する。